

商品名		貯蓄預金	当座預金 (決済用預金に該当します)
販売対象		・個人の方のみ	・法人および個人の方 (開設には当金庫の審査があります)
期間		・期間の定めはありません。	
預入	(1) 預入方法	・随時預入できます。	
	(2) 預入金額	・1円以上	
	(3) 預入単位	・1円単位	
払戻方法		・随時払戻しできます。	・小切手が支払日のために呈示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合に支払います。
利息	(1) 適用金利	・変動金利 毎日の店頭表示利率を適用します。 ・金額階層別金利(10万円未満、10万円以上、30万円以上、100万円以上、300万円以上)を適用します。	・お利息はつきません。
	(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日 に元金に組入れます。	
	(3) 計算方法	・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、 付利単位を1円とし、利息を計算します。	
税金		・個人のお利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (マル優利用の場合を除きます。)	・税金はかかりません
手数料		・キャッシュカードによる支払い等 の場合には、キャッシュカード規定に 定める手数料をいただくことが あります。	・手形用紙、小切手用紙の発行に ついては、当金庫が定める手 数料をいただきます。
付加できる 特約事項		・マル優の取扱いができます。	_____
中途解約時の 取扱い		_____	
金利情報の 入手方法		・金利は店頭の金利表示ボード または窓口へご照会ください。	_____
苦情処理措置 紛争解決措置		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:06-6267-1636)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を解決する方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 	
その他参考と なる事項		<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・「総合口座」の取扱いはできません。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象となります。決済用預金に該当しますので全額保護されます。